

# 通信制いじめ対応(校内)マニュアル

## 1 いじめ問題の発見、連絡、通報等

- ・ いじめられている本人からの訴え
- ・ 他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ・ 個人面談等による教師の発見、気づき
- ・ 地域の人からの報告、通報

## 2 初期対応 [発見者・担任・学年主任等]

- ・ 訴えてきた生徒の主張を尊重し、迅速に対応する。
- ・ いじめた側の生徒の考え・行為を正確に把握する。
- ・ 第三者より客観的な情報を収集し、事実の正確な把握をする。
- ・ 報告 (担任→学年主任→生徒指導主事→通信制教頭→副校長→校長)

## 3 いじめ防止等対策委員会

校長・副校長・通信制教頭・生徒指導主事 (情報集約担当)・教務主任・学年主任及び協力校主任  
保健主事・人権教育主任・関係職員 (SSW・SC)

- ・ 情報、事実の正確な把握と確認に努める。
- ・ 情報や現状認識の共有化を図る。
- ・ 対応について検討する。(必要に応じて学年会や生徒指導部会を開く。)

## 4 学年会 +関係職員

## 4 生徒指導部会 +関係職員

## 5 臨時職員会議

- (1) 情報交換を行い、対応を報告、協議する。
- (2) 共通理解を図り、統一された指導に努める。

## 校長・副校長・教頭

- ・ 体制の確立・保護者対応
- ・ 地域・報道等への対応

## 専門機関・医療 機関等の活用 (SSW・SC)

## 6 具体的な対応

- \* 担任だけで判断せず、組織  
時対応を原則とする。

- ・ 必要に応じて、臨時保護者会等  
(学年・学校)を開いて状況を  
報告し、学校の取組への理解と協  
力を依頼する。

## 生徒(被害者)

- ・ 心の支えになれることを第一に考える。  
(共感)
- ・ 生徒の成長を促す指導を心がける。  
(援助)

## 傍観者

- \* 傍観することはいじめ  
を認め、助長することだ  
と指導し、いじめを許さ  
ない心情を高めていく。

## 生徒(加害者)

- ・ 生徒の話を途中で遮らず、理由、言い分  
をしっかりと聞く。(理解)
- ・ いかなる場合でもいじめは許されること  
ではないことを理解させる。(指導)

## 保護者への連絡

- ・ 家庭訪問等で、事実を正確に伝達  
(できる限り加害者側の担任も)
- ・ 保護者の心情の理解と共感
- ・ 事後の密な連携

## 7 学校・学年全体の問題として考える

- いじめを許さない心と体制づくり
- ・ いじめ防止、早期発見、早期指導、継続した指導
- ・ 特別活動、生徒会活動の活用

## 保護者への連絡

- ・ 家庭訪問等で事実を正確に伝達
- ・ 保護者の心情の理解と共感
- ・ 生徒の更正と相手生徒関係改善
- ・ 事後の密な連携

## 8 報告

- ・ 報告書を作成し教育委員会へ報告する。
- ・ 対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討等を行う。

※校長が重大事案と判断した場合、直ちに県教育委員会へ報告する。  
なお、外部対応については、別紙2「いじめ発生時対応フロー図  
通信制」による。

## 9 指導の継続

事態が改善されない場合は、再度検討し改善策を練る。